



平成29年12月12日

丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合 に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合（以下「本ファンド」という。）に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

機構は、PFI法第31条（機構の目的）で、特定選定事業を支援する事業を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進することとされており、また、「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」でも、民間インフラファンドの形成に取り組むなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与することとされており、本件はその初めての取り組みとなります。

1. 本ファンドの概要について

本ファンドは、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が、都市インフラ事業を推進すべく、日本初の総合型インフラファンドを組成したものです。

本ファンドは、機構を含む国内の複数の機関投資家から合計300億円超の出資コミットを受け、今後は、まず出資コミットを合計500億円とすることを来年前半の目標とし、その後は最大1,000億円を上限として、国内の機関投資家から出資コミットを受ける予定です。

日本では、数百兆円規模のインフラ事業を国や地方自治体、公営企業等が保有し、それらのうち高度経済成長期に開発・建設されたものは今後集中的に更新時期を迎えますが、国や自治体が財政負担の軽減を目指されている中、こうした需要の受け皿になるインフラファンドへの期待が大きくなっております。

三菱商事グループは、2012年以降、主に海外のインフラ事業を投資対象としたファンドを運用し、欧米の配電や道路、港湾等の関連事業に投資してきました。そこで培った知見を基に、日本国内でも大規模なインフラファンドを立ち上げたものです。

本ファンドは、エネルギー、交通、通信・ユーティリティの各分野に投資する予定で、こうした幅広い分野を対象とする総合型インフラファンドの組成は国内初となります。

2. 対象事業者について

対象事業者名：丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合

※ 本ファンドは、丸の内インフラストラクチャー（株）が無限責任組合員として業務執行を行い、機構を含む国内の複数の機関投資家から出資コミットを受けています。

3. 特定選定事業等支援の内容について

本支援決定に基づき、有限責任組合員として100億円の出資を約す投資事業有限責任組合契約を締結しました。機構の出資金は、本ファンドを通じて、特定選定事業（※）に対して出融資されます。

（※）公共施設等の整備等に関する事業で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものであって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。

以上